

緊急事態宣言解除後の制限緩和について

更新日： 令和2年6月6日

時期	6/1～	7/1～	8/1～	未定または継続
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問理美容 ○ 訪問マッサージ ※限定的解除 ○ ユニット全体清掃(5/31～) ○ 精神科往診 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種会議・委員会の開催 ○ 認定調査員の訪問調査 ○ 眼科往診 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 面会制限(6/10に方針発表) ○ 全体イベントの開催 ○ 全体レクリエーションの開催 ○ 別フロア入居者との接触制限 ○ 24時間の居室対応 ○ 協力病院以外の受診制限 ○ S.S利用時の確認表 ○ ボランティアの受け入れ全般 ○ 介護相談員の訪問 ○ 業者立入制限 ○ 外部の方の入館制限 ○ 入館者の体温測定 ○ 職員マスクの着用 ○ 職員出勤前の体温測定 ○ 別フロア職員との接触制限 ○ 受診時等の感染予防対策 ○ 外部研修への参加

※ 原則として、「厚労省通知」「神奈川県通知」「神奈川県基本方針」「各種ガイドライン」等の内容に留意します。

※ **赤字**が更新された項目となります。

※ 上記予定は状況を鑑みて都度変更する可能性があります。最新の更新日を確認下さい。